



卒業証書授与式

広報

かみかわ

4

2024 No.221

人の動き

- 2024年2月29日現在（外国人含む）
人口 10,338 男 4,921 女 5,417 先月比（男 -11 女 -9）
- 2月中の異動（人） 転入 25 転出 31 出生 4 死亡 18



写真：3月8日、神河中学校で卒業式が行われ、卒業生83名は涙と笑顔で学び舎に別れを告げました。

P 2 【特集】長期総合計画

P 4 集団健診日程のお知らせ

P 5 JR利用促進補助 継続実施

P14 お役立ち情報

P15 まちの話題

P 16 公民館へ行こう！

P 17 おひさま通信、図書室へ行こう！

P 18 すこやか情報

P 19 公立神崎総合病院のコーナー

P 20 くらしの情報

「ハートがふれあう住民自治のまち」 ～大好き！私たちの町 かみかわ～

令和10年度までのまちづくり計画 後期基本計画ができました！

平成31年3月に10年間のまちづくりの最上位計画である第2次神河町長期総合計画を策定し、町民の皆さんとともにまちづくりを進め5年が経過しました。

各種団体の代表者により構成される審議会(20名)において、これまでの計画の進捗状況の評価と、今後5年間の各まちづくり分野の取り組みについて議論いただき、後期基本計画案が令和6年2月5日に正・副審議会長から町長に答申され、3月22日に神河町議会において承認されました。



5年間の取り組みの評価

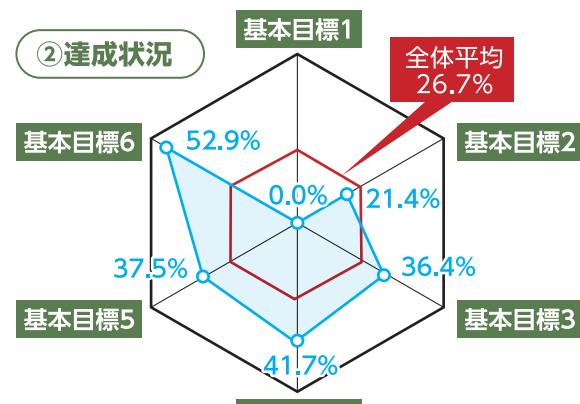
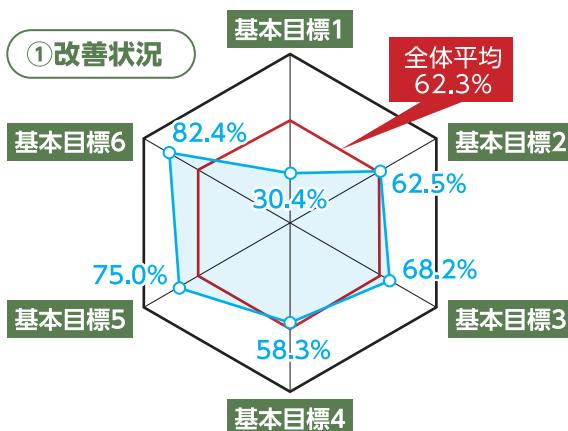
将来像(まちづくりビジョン)である“ハートがふれあう住民自治のまち”的実現に向けて、各まちづくり分野において146の目標指標を掲げ施策を展開してきました。各基本目標における結果は次のとおりです。

①改善状況

前期基本計画全体の数値目標の改善状況については、146の目標指標のうち91の目標指標で改善して、**改善率62.3%**となっています。

②達成状況

前期基本計画全体の数値目標の達成状況については、146の目標指標のうち39の目標指標で達成して、**達成率は26.7%**となっています。



- 基本目標1** 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる
- 基本目標2** 安心して暮らせる環境をつくる
- 基本目標3** 美しく安全なまちを築く

- 基本目標4** 人が行き交い、出会うまちを創造する
- 基本目標5** 魅力と活力の産業を育てる
- 基本目標6** 安定した持続可能なまちを実現する

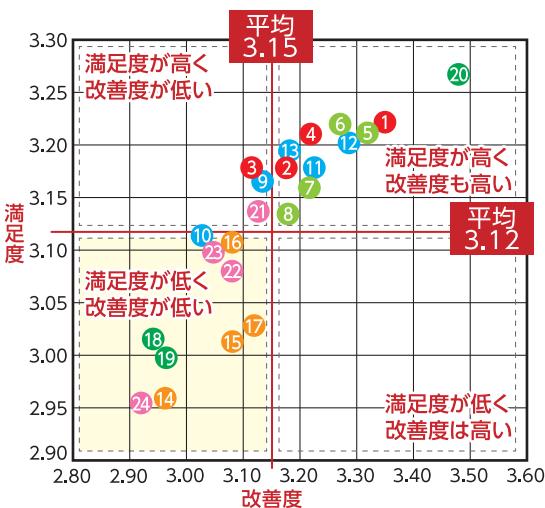


町民アンケート結果の抜粋(回収数1,276人、回収率31.9%)

施策に対する満足度、改善度について、5段階評価を点数化(1~5点)しました。

満足度、改善度ともに最も高いのは「観光分野」、満足度、改善度ともに最も低いのは「行財政分野」となっています。

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| ①子育て分野 | ⑨自然環境・地域景観分野 | ⑯定住促進分野 |
| ②教育分野 | ⑩生活環境分野 | ⑰農林水産業分野 |
| ③生涯学習・スポーツ分野 | ⑪地域情報基盤分野 | ⑲商工業分野 |
| ④歴史・文化分野 | ⑫防災分野 | ⑳観光分野 |
| ⑤地域福祉分野 | ⑬防犯・交通安全分野 | ㉑人権分野 |
| ⑥高齢者福祉・介護分野 | ⑭土地利用分野 | ㉒住民参画分野 |
| ⑦障がい者福祉分野 | ⑮道路・交通分野 | ㉓コミュニティ分野 |
| ⑧健康・医療分野 | ⑯交流分野 | ㉔行財政分野 |



まちづくりの施策体系

6つの基本目標をもとに24のまちづくり分野で149の目標指標(新たに生活環境分野の地球環境への負荷軽減の項目と、防災分野の災害に強い森づくりの項目で追加)を掲げ、各種事業を展開して「ハートがふれあう住民自治のまち」～大好き!私たちの町 かみかわ～の実現に向けて取り組みを進めています。

| 将来像(ビジョン) | 基本的な考え方 | 基本目標(6本柱) | まちづくり分野 |
|-----------------|--------------|--------------------|--|
| ハートがふれあう住民自治のまち | ハートが安らぐまちづくり | 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる | 子育て 教育 生涯学習・スポーツ 歴史・文化 地域福祉 高齢者福祉・介護 障がい者福祉 健康・医療 |
| | | 安心して暮らせる環境をつくる | 自然環境・地域景観 生活環境 地域情報基盤 防災 防犯・交通安全 |
| | | 美しく安全なまちを築く | 土地利用 道路・交通 交流 定住促進 農林水産業 商工業 観光 |
| | ハートが賑わうまちづくり | 人が行き交い、出会うまちを創造する | 人権 住民参画 コミュニティ 行財政 |
| | | 魅力と活力の産業を育てる | |
| | | ハートが繋がるまちづくり | 安定した持続可能なまちを実現する |

最後に、この計画の策定にご尽力いただいた審議会委員の皆さま、住民意識調査にご協力いただいた町民の皆さま、まちづくりに対する貴重なご意見をいただいた神河中学校の生徒の皆さま、ご協力くださいましたすべての皆さまに厚くお礼申し上げます。

この計画の概要版を全戸配布する予定です。詳しくは町ホームページをご覧ください。





集団健診日程のお知らせ

1

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

39才以下、国保、後期高齢者(75才以上)の方は、基本健診が無料です。
申込みなどの詳細は、4月中旬に全世帯へ送付される町ぐるみ健診案内をご覧ください。

【集団健診日程】

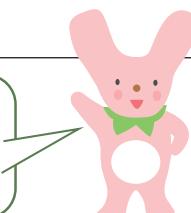
| 検診種別 | 実施日(曜日) | | 対象地区 | 健診会場 | |
|---------|---------|---------------|--|--------------|--|
| 町ぐるみ健診 | 6月 | 18日(火) | 寺前・上岩・宮野 | 大河内保健福祉センター | |
| | | 19日(水) | 大河・高朝田・南小田・上小田 | | |
| | | 20日(木) | 新野・野村・比延・鍛治 | | |
| | | 26日(水) | 新田・作畠・大畠・越知・岩屋 | 越知谷アクティブセンター | |
| | 7月 | 17日(水) | 川上・栗・渕・長谷地域 | 町民体育館(長谷) | |
| | 9月 | 2日(月) | 山田・貝野・寺野・しんこうタウン | 神崎支庁舎 | |
| | | 3日(火) | 中村・加納 | | |
| | | 4日(水) | 福本・猪篠 | | |
| | | 17日(火) | 東柏尾・吉富・杉 | | |
| | | 18日(水) | 根宇野・粟賀町・柏尾・大山 | | |
| 婦人セット健診 | 11月 | 9日(土) | 土曜健診 | 公立神崎総合病院 | |
| | 1月 | 26日(日) | 日曜健診 | | |
| | 7月 | 22日(月) | 婦人セット健診は、日程ごとの対象地区はありません。神崎地区より順に振分けを行います。 ※4月中旬に届く申込書にて、お申し込みください。 | | |
| | 8月 | 5日(月)・26日(月) | | | |
| | 9月 | 9日(月) | | | |
| | 10月 | 7日(月)・21日(月) | | | |
| | 11月 | 11日(月)・25日(月) | | | |
| | 12月 | 9日(月) | | | |

腹部エコーは、6月20日、9月2日・17日、1月26日実施予定。(配布チラシ参照)

無料歯周疾患検診は、6月18日、9月3日実施予定。

6月初旬に、以下対象者の方に検診無料クーポン券を送付します。

毎年1回は基本健診を受けましょう。この機会に、ぜひ町ぐるみ健診をお申し込みください。



令和6年度 検診無料クーポン券 対象者一覧 (以下の年齢は令和7年4月1日時点の年齢です。)

| 検 診 種 別 | 対 象 者 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 各種がん検診(肺・胃・大腸) | 41・46・51・56・61・66・71・76歳の方 |
| 前立腺がん検診 | 41・46・51・56・61・66・71・76歳の男性 |
| 肝炎ウイルス検診 | 41・46・51・56・61・66・71・76歳の方で、過去未受診の方 |
| 胃がんABC検診(ピロリ菌検査) | 21・26・31・36・41歳の方で、過去未受診の方 |
| 乳がん(マンモグラフィ)・骨粗しょう症検診 | 41・46・51・56・61・66・71・76歳の女性 |
| 子宮頸がん検診 | 21・26・31・36・41・46・51・56・61・66歳の女性 |





JR利用促進補助 繼続実施

問 ひと・まち・みらい課 ☎ 34-0002

JR播但線の維持・存続を図るため、JR利用に係る3つの補助制度を令和5年度に創設し、引き続き令和6年度も実施します。JR播但線の利用をお願いします。

なお、申請書等の様式は、役場ひと・まち・みらい課の窓口または町ホームページからダウンロードしてください。(補助金に関するアンケートも毎回の提出をお願いします。)

特急はまかぜ利用促進補助金

○補助対象者

- 個人(町内に住所を有する)
- 町民によって構成された4人以上の団体

○補助対象にならない場合

- 国、県または他の地方公共団体等から同趣旨の補助金等の交付を受け、または受けようとしているとき
- 勤務先から旅費等の支給があるとき
- 寺前駅において乗車または降車をしないとき(寺前駅で乗車または降車となる乗車券購入が必要です)
- 補助対象者およびその同居家族に町税等(税外収入を含む)の滞納があるとき
- その他、町長が不適当と認めるとき

○補助対象経費

特急はまかぜの利用に関する普通乗車券および特急券・指定席券の購入に要した経費

○補助金の額

- 個人 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(10円未満切り捨て)
ただし、1人につき同一年度内12,000円を上限とする。
- 団体 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(10円未満切り捨て)
ただし、1団体につき同一年度内48,000円を上限とする。
※1回の乗車で、個人分と団体分を重複して申請することはできません。

○申請に必要な書類

- 神河町特急はまかぜ利用促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 普通乗車券等の利用区間、補助対象経費の額を証する書類(購入済みの普通乗車券等の写し等)
- 会則若しくは規約またはこれらに準ずる定め …団体の場合
- 補助金に関するアンケート(毎回提出必要)

○申請書類提出時期

補助金の申請は1か月ごとにまとめて、利用後速やかに提出してください。

(おおむね利用月の翌月末をめどにしてください。)



JR播但線利用促進補助金

○補助対象者

JR播但線の新野駅、寺前駅、長谷駅のいずれかを発着地とし、往復利用する者(町内に住所を有する)

○補助対象にならない場合

1. 国、県または他の地方公共団体等から同趣旨の補助金等の交付を受け、または受けようとしているとき
2. 勤務先から旅費等の支給があるとき
3. 定期乗車券の利用により乗車したとき
4. 補助対象者およびその同居家族に町税等(税外収入を含む)の滞納があるとき
5. その他、町長が不適当と認めるとき

○補助対象経費

播但線を含む普通乗車券の購入に要した経費

○補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(10円未満切り捨て)

ただし、1人につき同一月内3,000円を上限とする。

○申請に必要な書類

- ・神河町JR播但線利用促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・普通乗車券等の利用区間、補助対象経費の額を証する書類(購入済みの普通乗車券の写し等)
- ・補助金に関するアンケート(毎回提出必要)

○申請書類提出時期

補助金の申請は1か月ごとにまとめて、利用後速やかに提出してください。

(おおむね利用月の翌月末をめどにしてください。)

遠距離通勤・通学等補助金

○補助対象者

1. JR播但線の新野駅、寺前駅、長谷駅の各駅を基点とし、片道50km以上の遠距離の勤務先へ通勤する者および遠距離の大学等へ通学する者(町内に住所を有する)
2. JR播但線の利用者が少ない寺前駅から和田山駅間を利用して勤務先へ通勤する者および大学等へ通学する者(町内に住所を有する)
※大学等:学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)に定める大学院、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校および各種学校

○補助対象にならない場合

補助対象者およびその同居家族に町税等(税外収入を含む)の滞納があるとき

○補助対象経費

定期乗車券購入費用相当額の一部

○補助金の額

1月につき5,000円を上限とする。

ただし、1月当たりの定期乗車券購入費用が5,000円を下回る場合はその額

○申請に必要な書類

- ・神河町遠距離通勤・通学等補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

- ・定期乗車券の利用区間、利用期間および購入金額を証する書類(購入済みの定期乗車券の写し等)
- ・在職または在学証明書の写し等
- ・補助金に関するアンケート(毎回提出必要)

○申請書類提出方法

補助金の申請は、定期の有効期限月の1か月前を基本に提出してください。なお、長期間有効な定期を購入されている場合4月から9月分を9月末日までに、10月から3月分までを3月末日までに提出してください。(年度の締めの関係で、2回に分けてお支払いする場合があります。)

提出方法

- 1.ひと・まち・みらい課へ直接持参
- 2.郵送
- 3.FAX
- 4.メール
- 5.町ホームページ申請フォーム

問い合わせ・提出先

ひと・まち・みらい課

〒679-3116 神河町寺前64番地
TEL:0790-34-0002 FAX:0790-34-0691
メール:hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

JR定期券WEB申込サービス「マイ・ティキ」が開始されました

 JR西日本近畿総括本部駅業務部 ☎0773-52-1143

毎年、3月末から4月中旬にかけ、駅の窓口に初めて定期券を購入される方が集中し、混雑が発生しています。

駅での混雑を解消するため、パソコンやスマートフォンからWEBで事前申し込みを完了すれば、みどりの券売機などで通勤・通学定期券をスピーディーに購入できるJR定期券WEB申込サービス「マイ・ティキ」が3月18日から開始されました。

これまで、駅のみどりの窓口などで資格確認が必要だった新年度の通学定期券の購入についても、通学証明書等をWEB上でアップロードすることでスムーズに資格確認が完了し、窓口に行かずに、ご自分で簡単に手続きできます。

空いた時間にスムーズに申し込み可能な「マイ・ティキ」をぜひご利用ください。



サービス詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.jr-odekake.net/railroad/myteiki/>



戸籍制度が変わりました

問 住民生活課 ☎34-0962

戸籍制度が変わりました

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年3月1日から戸籍に関する取扱いが次のとおり変わりました。



戸籍証明書等の広域交付

● どこでも

本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

● まとめて

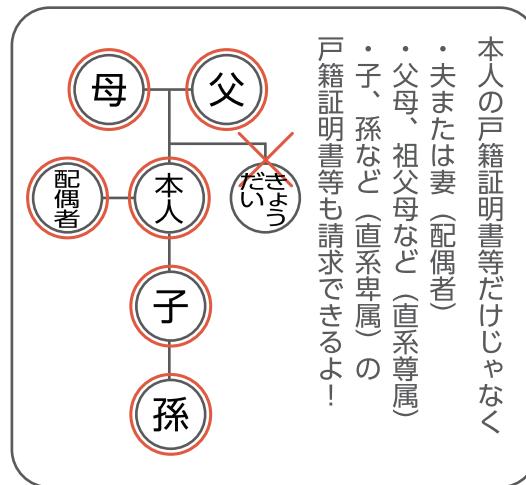
ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※一部事項証明書（戸籍の記載事項証明書）、個人事項証明書（戸籍抄本）は請求できません。

※広域交付を請求できる方は、本人及びその配偶者、父母・祖父母など（直系尊属）、子・孫など（直系卑属）に限ります。委任状による代理請求、第三者請求及び職務上請求はできません。

※本人確認書類は顔写真がついた身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）に限定されます。

※戸籍附票や身分証明書などの広域交付はできません。



戸籍届出時における戸籍謄抄本の提出不要

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出について、戸籍謄抄本の提出が不要となります。

新たな証明書の交付

電子証明書提供用識別符号の交付が可能となります。

識別符号とは、行政機関での手続きの際に提出するもので、戸籍謄本等の提出が不要となります。
(※行政機関での使用開始は、令和6年度末予定です。)

各種の社会保障手続における戸籍謄抄本の提出の省略化

各種の社会保障手続の際に提出したマイナンバーを利用することにより、各行政機関において、従来これらの手續で提出が必要だった戸籍謄抄本の添付が省略できるようになります。

(※具体的な取扱いは、各行政機関にお問合せください。)



障がいを理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう!

問 健康福祉課 ☎ 32-2421

令和6年4月～

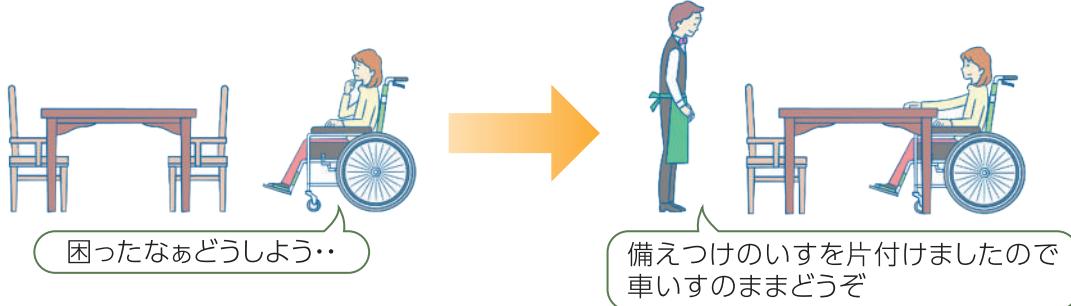
【事業者】による合理的配慮は【義務】となります。

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人の活動などを制限する社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を求める「意思の表明」があったとき、その実施が「過重な負担」とならない範囲で、必要かつ合理的な配慮を行うことです。国や行政機関などと同様に、事業者にも提供が義務付けられるようになります。

たとえば・・・

|  不当な差別的取り扱い |  合理的配慮の提供 |
|--|--|
| 車いすでの利用を希望する人に対して正当な理由がないのに入店を断る。 | テーブル備え付けのいすを片付けて、車いすのまま利用できるスペースを確保する。 |
| 災害時の避難所で、聴覚障害があることを伝えたが、必要な情報提供を音声でしか行わなかった。 | 病院などで、聴覚障害のある人のために、患者を呼ぶとき掲示板などで目でもわかる対応をとる。 |
| 交通機関で障がいのある方が乗り換えなどについて尋ねたが、わかるように説明しなかった。 | 交通機関(電車やバスなど)で、車いすの人が乗るときに手助けをする。 |

※「事業者」とは、営利・非営利・法人を問いません。一般的な企業やお店、個人事業者やボランティア組織なども含みます。



対話するときはこんな考え方は避けましょう

× 「先例がありません。」

個別の状況に応じて柔軟に検討しましょう。

× 「特別扱いはできません。」

障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることは「特別扱い」ではありません。

× 「もし何かあったら…」

漠然としてリスクだけでは断る理由になりません。リスクや対応策は具体的に検討しましょう。

× 「○○障害のある人は…」

同じ障がいでも程度などにより適切な配慮が異なります。ひとくくりにせず個別に対応しましょう。

詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)



内閣府ホームページ
QRコード



**新規の方
大歓迎!**

【募集】令和6年度 一般介護予防教室のご案内

問 健康福祉課 地域包括支援センター ☎32-2421

65歳からの健康づくりは「フレイル予防」が大切です。フレイルとは、体力や気力が徐々に弱まって筋力や認知機能が低下し、「要介護状態」になるリスクが高い状態のことです。

フレイルを予防するためには、人と会話をしたり、笑いあったりするなど「交流」が大切です。要介護およびフレイル予防のためにも自分にあった教室にぜひご参加ください!

1. 物忘れ予防・改善のために

いつまでも若々しい身体と脳を保ち健康で過ごせるように

いきいき俱楽部（年会費500円）毎月2回開催！

月曜日：4月8日（初回）～

午前9時30分～11時（神崎支庁舎）/午後1時～2時30分（大河内保健福祉センター（1階））



最近、「物忘れが増えた」と感じる方はお早めに

ほがらか教室（年会費500円）毎週開催！

火曜日：4月2日（初回）～大河内保健福祉センター（1階）

木曜日：4月4日（初回）～ケーブルテレビ局舎

週1回 午後1時30分～3時まで開催



2. 〈転倒・骨折予防のために〉

仲間と一緒にこつこつ継続して、筋肉を貯めていく（貯筋する）教室です。

こつこつ貯筋教室（年会費500円）※祝日等により月1回の開催月もあります。

| グループ | 日 時 | 対 象 | 内 容 |
|------------------------------------|-------------------------|----------|--|
| ① 男性メイン (会場:大河内保健 福祉センター) | 4月17日～月2回 木曜午前9時30分～ | 男性優先で受付 | 椅子に座っての 体操を中心に仲 間と楽しく筋肉 を貯筋します。 |
| ② 神崎支庁舎 会場 | 4月18日～月2回 金曜午前9時30分～ | 男女問いません。 | |
| ③ 大河内保健 福祉センター 会場 | 4月18日～月2回 金曜午後1時30分～ | | |



1・2共通

※途中参加・退出OKです。

※教室に参加ご希望の方に日程表をお送りします。

※65歳以上の方を対象としています。

【通いの場での「フレイル予防講座」を開催しませんか？】

ミニデイ、ふれあい喫茶、自主体操、グラウンドゴルフなどの「通いの場」は、町内100か所以上あります。リハビリ職や管理栄養士、歯科衛生士など専門職が訪問し、体操や食事の話などフレイル予防に関連したご希望の内容をお話しします。



令和6年
4月から

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が 変わります

問 住民生活課 ☎34-0962

児童扶養手当 ※全部支給の場合 (月額)

| | 現 行 | 変更後 |
|----------|---------|---------|
| 子ども1人の場合 | 44,140円 | 45,500円 |
| 第2子加算額 | 10,420円 | 10,750円 |
| 第3子以降加算額 | 6,250円 | 6,450円 |

※5月の支給(3月・4月分)から変更となります。

特別児童扶養手当 (月額)

| | 現 行 | 変更後 |
|----------|---------|---------|
| 1級(重度障害) | 53,700円 | 55,350円 |
| 2級(中度障害) | 35,760円 | 36,860円 |

※8月の支給(4月～7月分)から変更となります。

仮設
トイレ

し尿くみ取り手数料の改定について

問 住民生活課 ☎34-0963

令和6年7月1日以降の仮設トイレし尿くみ取り手数料を次のとおり改訂します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

今回の料金改定は、仮設トイレのし尿くみ取り手数料のみです。自宅、事業所等の常設トイレのし尿くみ取り手数料の変更はありません。

6月30日までの

仮設トイレくみ取り手数料

(税込み)

| 仮設トイレくみ取り手数料 | |
|--------------|-----------|
| 1基 | 最終 3,055円 |
| | 中間 2,037円 |

今回は
仮設トイレの
し尿くみ取り
手数料のみ
料金改定です



7月1日以降の

仮設トイレくみ取り手数料

(税込み)

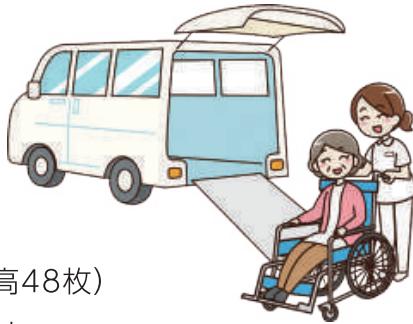
| 仮設トイレくみ取り手数料 | |
|--------------|---|
| 1基 | 6,000円 (同一所在地に設置された2基目以降は 1基3,500円) |

タクシー運賃利用補助券の申請受付を開始します

問 健康福祉課 ☎32-2421

令和6年度のタクシー運賃利用補助券について、交付申請を受け付けます。

| | |
|--------------|--|
| 対象者 | ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳A判定の方 ③精神保健福祉手帳1級の方 ④介護保険の要介護3・4・5の方 |
| 補助額 | 乗車運賃の半額を補助します。 |
| 交付数 | 年間で最高24枚(ただし透析をされている方は、最高48枚) |
| 利用範囲 | 町と契約しているタクシー会社で、町内のみ利用できます。 |
| 御注意 | 令和5年度の利用券(表紙の色:水色)は、令和6年4月1日(月)からは利用できません。 |
| 受付開始日 | 令和6年3月29日(金) ※利用できるのは、令和6年4月1日(月)からです。 |
| 受付場所 | 神崎支庁舎 健康福祉課 |
| 持ち物 | ●身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳の対象となる方は、お持ちの手帳と印鑑 ●介護保険の要介護で対象となる方は、介護保険被保険者証と印鑑 ※身体障害者手帳もお持ちの方は、一緒にご持参ください。 |



農業委員会からのお知らせ 農地の賃借料情報の提供について

問 神河町農業委員会(農林政策課内) ☎34-0960

農地法の改正により、農業委員会は、地域における賃料の目安となるよう、実勢の賃借料情報を提供することになりました。令和5年中の町内の賃貸借・使用貸借の状況について、以下のとおりお知らせします。

町内の賃貸借契約平均賃料

(年10アール当たり)

| 農地区分 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|------|--------|--------|-----|------|
| 農地全体 | 8,888円 | 8,888円 | — | 1件 |
| 田 | 8,888円 | 8,888円 | — | 1件 |
| 畠 | — | — | — | — |

【参考】町内の使用貸借件数

(無償)

| 農地区分 | データ数 |
|------|------|
| 田 | 116筆 |
| 畠 | 5筆 |
| 合計 | 121筆 |



狂犬病予防集合注射を実施します

問 住民生活課 ☎34-0963

犬の飼い主の皆さまには、『狂犬病予防法』によって飼っている犬(生後91日以上)に、年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせることと、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村に犬の登録をすることが義務付けられています。

神河町では、以下の日程で集合注射を予定していますので、この機会にぜひ狂犬病予防注射を受けてください。また、新しく犬を飼われた方には新規登録も同時に受け付けます。

日程表

| 日 時 | 場 所 |
|--------------|---------------|
| 令和6年4月11日(木) | 13時30分～13時50分 |
| | 14時10分～14時30分 |
| | 14時40分～15時00分 |
| 令和6年4月12日(金) | 13時20分～13時50分 |
| | 14時10分～14時30分 |
| | 14時40分～15時00分 |

【注意事項 および お願い】

※かかりつけ動物病院など、上記以外の場所で個別に接種された場合は、必ず注射済証(接種後に医師が発行)を住民生活課へご持参ください。畜犬管理システムに記録するとともに、注射済票(手数料550円／1頭)を発行します。

集合注射会場での注射料金および登録料金

| 料 金 区 分 | 注射料金 | 注射済票 発行手数料 | 登録料金 | 合 計 |
|------------|---------|---------------|---------|---------|
| 登録済みの犬 | 2,800 円 | 550円 | — | 3,350 円 |
| 未登録の犬 | 2,800 円 | 550円 | 3,000 円 | 6,350 円 |

(お願い)なるべくお釣りがいらないようにご持参ください。



【犬の飼い主の皆さまへお願い】

- 犬の鑑札及び注射済票は、必ず犬の首輪(ロープ)にしっかりと装着してください。
(迷い犬となり保護した場合、鑑札で飼い主および住所が判別できます)
- 犬の死亡や転出など、登録事項に変更があった場合は住民生活課へ届け出てください。
- 散歩時にフンをした場合は、たとえ田畠のあぜ道であっても、必ず家に持ち帰り、後始末をしてください。
- どんなにしつけられた犬でも、飼い主の管理を離れた時に予測のできない事故や問題を引き起こすことが考えられますので、放し飼いはやめましょう。